

第26号（令和2年2月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則【文化観光局文化振興課】 3
- △ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 4

**【告示】**

- △ 公印の廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 5
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 6
- △ 同 【財政局税制課】 7
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 8
- △ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】 9
- △ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】 10
- △ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】 11
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】 12
- △ 同 【建築局都市計画課】 13
- △ 同 【建築局都市計画課】 14
- △ 同 【建築局都市計画課】 15
- △ 横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】 16
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 17
- △ 横浜国際港都建設計画公園の変更【建築局都市計画課】 18
- △ 同 【建築局都市計画課】 19
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更【建築局都市計画課】 20

**【公告】**

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局管財課】 21
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 23
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 26
- △ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例に基づく特定非営利活動法人の指定の申出書の提出【市民局市民活動支援課】 28
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 29
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 31
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【環境創造局農政推進課】 32
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 33
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 34
- △ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】 35
- △ 一般廃棄物処理施設変更にかかる調査書の縦覧【資源循環局処分地管理課】 36
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 39
- △ 同 【建築局調整区域課】 40

△	同	【建築局調整区域課】	41
△	同	【建築局調整区域課】	42
△	同	【建築局調整区域課】	43
△	同	【建築局調整区域課】	44
△	同	【建築局調整区域課】	45
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】		46
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】		47
△	市街地再開発組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】		48
△	東神奈川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】		49
△	市街地再開発組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】		50
△	道路附属物自動車駐車場の指定管理者の指定【道路局施設課】		51
【区告示】			
△	地縁による団体の認可【鶴見区地域振興課】		52
△	認可地縁団体の清算終了【戸塚区地域振興課】		53
【区公告】			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】		54
△	同	【緑区総務課】	55
△	横浜市中村地区センター等の指定管理者の指定【南区地域振興課】		56
【医療局病院経営本部】			
△	横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】		57
△	横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程【病院経営課】		58
【教育委員会】			
△	横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正する規則【教職員人事課】		62

規 則

横浜市市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第3号

横浜市市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市民文化会館条例施行規則（昭和61年3月横浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、小ホール又は楽屋とリハーサル室」を「又は小ホールとその他の施設」に、「、小ホール又は楽屋の」を「又は小ホールの」に改め、同条第4項中「ホール」の次に「又はギャラリー」を加える。

別表第1横浜市市民文化会館関内ホールの項中「大ホール、小ホール及び楽屋」を「大ホール」に、「6箇月」を「12箇月」に、

リハーサル室	利用日の属する月の3箇月前
--------	---------------

を  
「

小ホール	利用日の属する月の6箇月前
リハーサル室及び楽屋	利用日の属する月の3箇月前

に改める。

別表第2横浜市市民文化会館関内ホールの項中「60日前（）」を「90日前（小ホールを利用する場合にあっては60日前、）」に、「、7日」を「7日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市市民文化会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用の許可の申請及び当該申請に係る利用料金の返還について適用し、同日前の利用の許可の申請及び当該申請に係る利用料金の返還については、なお従前の例による。

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第4号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第28条）

<p>1 軽微な修繕</p>	<p>(1) 内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理                  (2) 畳の修理及び取替え                  (3) 流し台、戸棚、棚、げた箱、郵便受箱等の修理                  (4) ガラス、パテ等の取替え並びに障子及び網戸の張替え                  (5) 木製建具（ふすま、障子、室内扉等をいう。）及びその附属部品（ちょうつがい、引手、戸車、レール、錠等をいう。）の修理及び取替え                  (6) 鋼製及びアルミ製建具（玄関扉、室内扉、サッシ、網戸等をいう。）の附属部品（引手、戸車、レール、錠、ドアチェーン等をいい、高齢者緊急通報設備を除く。）の修理及び取替え                  (7) 給湯器（電装基板、熱交換器、バーナー等を除く。）の修理並びにその附属物（ガス栓接続用ホース、じゃ腹管、排気筒、リモコンパネル等をいう。）の修理及び取替え                  (8) 浴槽の附属物（排水栓、ふた等をいう。）の修理及び取替え                  (9) その他構造上重要でない部分の修理</p>
<p>2 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕</p>	<p>(1) 混合栓の修理及び取替え                  (2) 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去                  (3) 衛生器具の附属部品（便座、紙巻器、タンク用内部金具、手洗管、パッキン類、排水目皿、ごみ受け等をいう。）の修理及び取替え                  (4) 換気扇（レンジフード、シャッター等を含む。）の修理並びにその附属物の修理及び取替え                  (5) ガス栓の修理及び取替え                  (6) 電球及び蛍光管（LED及びこれらに類するものを含む。）の取替え並びに照明用カバーの修理及び取替え                  (7) コンセント、TV接続端子、引掛シーリング等の修理及び取替え                  (8) 換気ガラリの修理                  (9) その他附帯設備のうち重要でない部分の修理</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示


横 浜 市 告 示 第 39 号

公 印 の 廃 止

次 の と お り 公 印 を 廃 止 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 清 水 ケ 丘 保 育 園 長 印	令 和 2 年 4 月 1 日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>

横浜市告示第40号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年1月24日	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	栄区小菅ケ谷一丁目2番1号	平成31年3月1日から令和6年2月29日まで

横浜市告示第41号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年1月28日	特定非営利活動法人ARCSHIP	中区常盤町1丁目1番地	平成31年1月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第42号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成27年1月横浜市告示第16号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和元年 12月5日	特定非営利活動 法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	(新)平成26年11月25日 から令和6年11月24日まで
			(旧)平成26年11月25日 から平成31年11月24日まで



## 横 浜 市 告 示 第 43 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途  
地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 及 び 綱 島 東 二 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 44 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度  
地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 及 び 綱 島 東 二 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 45 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火  
地 域 及 び 準 防 火 地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 及 び 綱 島 東 二 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 46 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別  
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
市 沢 町 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
旭 区 市 沢 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 47 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別  
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
上 白 根 町 小 池 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
旭 区 上 白 根 町 地 内

## 横浜市告示第48号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
追分特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
旭区下川井町及び矢指町地内

## 横 浜 市 告 示 第 49 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別  
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
長 津 田 町 長 月 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
緑 区 長 津 田 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 50 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化  
地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化 地 域

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 及 び 綱 島 東 二 丁 目 地 内



横浜市告示第51号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称  
 横浜国際港都建設計画道路  
 3・4・55号綱島東線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
港北区綱島東一丁目地内

## 横 浜 市 告 示 第 52 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園  
を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園  
3 ・ 2 ・ 302 号 戸 部 公 園
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
西 区 中 央 一 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 53 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園  
を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園  
4 ・ 4 ・ 501 号 弘 明 寺 公 園
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
南 区 中 里 三 丁 目 地 内
  - (3) 変 更 す る 部 分  
南 区 弘 明 寺 町 及 び 六 ツ 川 一 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 54 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区  
計 画 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画

綱 島 東 一 丁 目 地 区 地 区 計 画

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 、 綱 島 東 一 丁 目 及 び 綱 島 東 二 丁 目 地 内

## 公 告

## 横 浜 市 公 告 第 52 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横 山 日出夫

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

市有地の貸付け

## (2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
港南区上大岡西二丁目 339 番の 1 外	宅地	1,090.43

## (3) 最低貸付価格 (月額)

1,508,064 円

## (4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要領による。

## (5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年) まで可)

## (6) 入札に付す条件

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要領による。

## 2 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要領の交付

## (1) 交付期間

令和2年2月7日から令和2年2月21日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

## (2) 交付場所

中区港町1丁目1番地

横浜市財政局管財部管財課 (横浜市役所市庁舎4階)

電話 045(671)2261

## 3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

## (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

## (2) 契約条項に違反し、この事実があった後2年を経過しない者

## (3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後2年を経過しない者

- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
  - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員
  - (7) その他、借受人として適さないと判断される者
- 4 入札参加の手続  
当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。
- (1) 必要書類  
港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要領による。
  - (2) 受付期間  
第2項第1号に同じ。
  - (3) 受付場所  
中区港町1丁目1番地  
横浜市財政局管財部管財課（横浜市役所市庁舎4階）  
電話 045(671)2261
- 5 入札及び開札の日時及び場所  
令和2年3月5日午前10時  
中区港町1丁目1番地  
横浜市役所市庁舎4階 財政局会議室
- 6 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効  
次の入札は無効とする。
- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要領における入札実施要領第7条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法  
本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他  
詳細は港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要領による。

横浜市公告第53号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年1月10日	NPO法人高齢者の真の意思の尊重と家族・地域を考えるフォーラム	田 中 佐 知 子	青葉区美しが丘一丁目13番地の10	この法人は、高齢者囲い込みが発生した場合において、囲い込みの被害者らに対し、救済にむけた支援に関する事業を実施することによって、高齢者と家族や地域との健全な関係の回復、維持、奨励を図り、もって高齢者及びその家族の人權及び福祉の増進、並びに高齢者及びその家族と地域との共助の推進に寄与することを目的とする。ここで、「高齢者囲い込み」とは、高齢者の推

				<p>定相続人の一 部をなす者そ の他利害関該 人らが、と他の 高齡者ら関係者 親族ら接触を阻 との接すること 害す「高齡者 以下（の）囲い み」または単 に「囲い込み 」という）を いう。また、 「囲い込み被 害者」とは、 高齡者囲い込 みにより心的 又は物的な不 利益を被って いる者をいう 。例えば、囲 い込みによっ て、当該囲い 込まれた高齡 者との面会や 意思疎通の機 会を得るこ が不可能又は 困難になった 囲い込み主体 以外の子や兄 弟姉妹等、又 は、高齡者 は、高齡者の 囲い込みの対 となつた高齡 者自身など をいう。</p>
<p>令和2年 1月14日</p>	<p>特定非営利 活動法人D</p>	<p>日 野 香 織</p>	<p>青葉区鴨志 田町 807 番</p>	<p>この法人は、 DV被害者で</p>



	<p>V 対 策 セ ン タ ー</p>		<p>地 の 5</p>	<p>ある女性および子どもに対して、安全の確保のほかに、傷ついたりケア、居場所の提供、自立や教育・就業支援を行ってまいります。被害者の自己肯定感をあげる取り組みをしていくことで、被害者が加害者化していくことを防ぎ、女性と子どもの人権擁護や女性の社会的地位の向上ならびに、子どもへの健全な育成に寄与し、DVの根絶を目的とします。</p>
--	--------------------------	--	--------------	---

横浜市公告第54号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年1月15日	特定非営利活動法人あしほ	田 淵 弘 美	鶴見区鶴見中央三丁目21番3号	本会は、地域の人々に対し、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を通じて、誰でも住み慣れた町で、安心して暮らしていくために互いに助け合い、支えあうことのできる町づくりの推進に寄与することを目的とする。
令和2年1月15日	特定非営利活動法人しろい地図	功 刀 步	港南区笹下七丁目19番1号	この法人は、日常生活を送る上で障がいが生じる方に対して、ひとりひとりの個性に合わせて分かりやすい情報の発信や説明を行い、地域で生活す

			必要な提議にのり暮らしは、子育て環境を福祉とすることを目的とする。
--	--	--	-----------------------------------

横 浜 市 公 告 第 55 号

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受  
 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 を 指 定 す る た め の 基 準 、 手  
 続 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 指 定 の  
 申 出 書 の 提 出

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る  
 特 定 非 営 利 活 動 法 人 を 指 定 す る た め の 基 準 、 手 続 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 24 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ) 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の  
 と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 指 定 の 申 出 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

提 出 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 1 月 22 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア イ ・ ア ム	小 俣 典 之	磯 子 区 汐 見 台 2 丁 目 3 番 地 の 3	こ の 法 人 は 、 障 碍 の あ る 方 や 高 齢 者 を 援 助 す る 事 業 を 行 い 、 障 害 者 等 が 地 域 に お い て 主 体 的 に 暮 ら せ る よ う な サ ー ビ ス を 提 供 し 、 地 域 社 会 の 福 祉 の 発 展 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第56号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

W・A・Oこどものくにショッピングセンター  
青葉区奈良一丁目2番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社新都市ライフホールディングス  
代表取締役 安達 勝  
東京都新宿区西新宿6丁目8番1号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 683台	位置 届出書添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 683台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 378台	位置 届出書添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 225台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 翌午前0時	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	建物内駐車場 隔地NO.2駐車場 隔地NO.4駐車場	建物内駐車場 隔地NO.1駐車場 隔地NO.2駐車場

	午前9時30分から 翌午前0時30分まで 隔地NO.3駐車場 午前9時30分から 午後9時30分まで	隔地NO.4駐車場 午前9時30分から 午後11時まで 隔地NO.3駐車場 午前9時30分から 午後9時30分まで
駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置	出入口の数 入口4箇所 出口4箇所 位置 届出書添付図 面（変更前） 記載のとおり	出入口の数 入口5箇所 出口5箇所 位置 届出書添付図 面（変更後） 記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和2年9月11日

(5) 変更する理由

駐車場運営変更のため ほか

2 届出年月日

令和2年1月10日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横 浜 市 公 告 第 57 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質  
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て  
指 定 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
港 南 区 港 南 台 八 丁 目 4 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 58 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更 及 び 農 用 地 利 用 計 画 変  
更 案 の 縦 覧

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 す る の で  
、 変 更 後 の 当 該 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の う ち 農 用 地 利 用 計 画 の 案 を  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 住 民 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜  
市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

当 該 農 用 地 利 用 計 画 に 係 る 農 用 地 区 域 内 に あ る 土 地 の 所 有 者 そ の  
他 そ の 土 地 に 関 し 権 利 を 有 す る 者 は 、 当 該 農 用 地 利 用 計 画 の 案 に 対  
し て 異 議 が あ る と き は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 15 日  
以 内 に 横 浜 市 長 に 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 変 更 内 容

次 の 土 地 を 農 用 地 区 域 か ら 除 外 す る 。

## (1) 並 木 谷 区 域 （ C - 4 ）

泉 区 和 泉 町 5,867 番 の 30

## (2) 東 俣 野 区 域 （ C - 10 ）

戸 塚 区 東 俣 野 町 809 番 の 4

戸 塚 区 東 俣 野 町 1,712 番 イ の 一 部

## 2 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 政 推 進 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

## 3 縦 覧 期 間

令 和 2 年 2 月 5 日 か ら 令 和 2 年 3 月 4 日 ま で

## 4 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で



横浜市公告第59号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
泥亀一丁目公園	金沢区泥亀一丁目28番	別図のとおり 4,746 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和2年2月12日から令和2年3月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第60号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和元年 11月29日	00604	宮内工業株式会社	宮内 昭 孝	(新)港北区箕輪町二丁目8番22号
				(旧)港北区箕輪町二丁目2番18号
令和元年 12月1日	30534	株式会社ライフ・アクア	(新)鎌田 基 希	泉区中田南五丁目28番3号
			(旧)鎌田 泰 弘	

横 浜 市 公 告 第 61 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号 ) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

放 置 場 所	車 名
鶴 見 区 小 野 町	ヤ マ ハ T W 2 0 0
神 奈 川 区 羽 沢 町	ス ズ キ ス カ イ ウ ェ ー プ
南 区 井 土 ケ 谷 上 町	ダ イ ハ ツ ハ イ ゼ ッ ト
旭 区 本 村 町	カ ワ サ キ バ リ オ ス
都 筑 区 池 辺 町	マ ツ ダ タ イ タ ン
栄 区 上 郷 町	ホ ン ダ フ ィ ッ ト
保 土 ケ 谷 区 境 木 町	ホ ン ダ フ オ ル ツ ア

横浜市公告第62号

一般廃棄物処理施設変更にかかる調査書の縦覧  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第9項において準用する同条第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設変更に関する調査書を、公告の日から1か月間公衆の縦覧に供する。

当該一般廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
 横浜市  
 中区港町1丁目1番地  
 横浜市長 林 文子
- 2 一般廃棄物処理施設の設置場所  
 中区南本牧4番地先
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
 一般廃棄物最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
 該当なし（廃棄物の埋立ては終了したため）
- 5 一般廃棄物処理施設において処理した廃棄物の種類  
 一般廃棄物：焼却灰、不燃物  
 産業廃棄物：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん、その他
- 6 一般廃棄物処理施設の処理能力  
 面積：210,000平方メートル  
 埋立容量：4,270,000立方メートル
- 7 対象事業の名称  
 南本牧最終処分場運営管理事業
- 8 縦覧場所  
 中区住吉町1丁目13番地  
 横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課
- 9 縦覧期間  
 令和2年2月5日(水)から令和2年3月5日(木)まで
- 10 縦覧時間  
 午前8時45分から午後5時15分まで
- 11 意見書提出先

横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課

12 意見書の提出期限

令和2年3月19日(木)

13 意見書に記載すべきこと

意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに氏名、住所及び対象事業の名称を日本語により記載すること。

一般廃棄物処理施設変更にかかる調査書に対する意見書

年 月 日

(提出先)  
横浜市長

住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第9項において準用する同条第2項の規定により、次の通り意見書を提出します。

対象事業の名称	南本牧最終処分場運営管理事業
---------	----------------

意見項目	意 見

- (注) 1 住所及び氏名等は日本語により記載してください。  
 2 意見項目ごとに、生活環境保全上の見地から意見を記載してください。  
 3 意見はなるべく簡潔に記載してください。  
 4 送付先 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 松村ビル7階  
 横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課

横 浜 市 公 告 第 63 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 平 成 30 年 9 月 18 日 第 30 開 1209 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 東 京 都 渋 谷 区 千 駄 ヶ 谷 4 丁 目 24 番 13 号  
 株 式 会 社 大 京  
 代 表 取 締 役 小 島 一 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 緑 区 い ぶ き 野 41 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 64 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 平 成 30 年 10 月 30 日 第 30 開 1722 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 千 葉 市 美 浜 区 ひ び 野 1 丁 目 4 番 地 の 3  
 新 日 本 建 設 株 式 会 社  
 代 表 取 締 役 高 見 克 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 青 葉 区 市 ヶ 尾 町 27 番 の 6



## 横 浜 市 公 告 第 65 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 2 月 19 日 第 30 開 1127 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号  
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト  
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 日 吉 六 丁 目 2,219 番 の 1 及 び 2,219 番 の 6 か ら 2,219 番  
の 16 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 66 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 5 月 8 日 第 31 開 101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 獅 子 ヶ 谷 三 丁 目 2 番 8 号  
有 限 会 社 清 光 商 事  
代 表 取 締 役 晝 間 隆 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 獅 子 ヶ 谷 三 丁 目 452 番 の 1 か ら 452 番 の 3 ま で 、 453 番  
の 1 か ら 453 番 の 3 ま で 、 462 番 の 1 の 一 部 、 462 番 の 3 、 462  
番 の 4 、 463 番 の 1 の 一 部 、 463 番 の 2 の 一 部 、 463 番 の 3 の 一  
部 、 466 番 の 3 の 一 部 、 467 番 の 8 、 467 番 の 9 、 467 番 の 13 か  
ら 467 番 の 16 ま で 、 467 番 の 17 の 一 部 、 467 番 の 18 、 467 番 の 23  
、 467 番 の 24 、 470 番 の 2 及 び 470 番 の 3

## 横 浜 市 公 告 第 67 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 5 月 29 日 第 31 開 1205 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 鴨 居 七 丁 目 1,834 番 の 1 及 び 1,834 番 の 2 の 各 一 部 並 び に  
1,834 番 の 4

## 横 浜 市 公 告 第 68 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 1 日 第 31 開 102 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 馬 場 一 丁 目 8 番 16 号  
沢 野 商 事 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 沢 野 喜 美 江
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 馬 場 二 丁 目 681 番 の 2 、 681 番 の 18 の 一 部 、 681 番 の 23  
か ら 681 番 の 32 ま で 、 786 番 の 2 か ら 786 番 の 5 ま で 、 787 番 の  
1 、 787 番 の 2 、 787 番 の 18 、 792 番 の 1 の 一 部 、 792 番 の 2 の  
一 部 、 793 番 の 2 の 一 部 、 793 番 の 3 及 び 793 番 の 5

## 横 浜 市 公 告 第 69 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 16 日 第 31 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 6 番 1 号  
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社 横 浜 支 社  
常 務 執 行 役 員 支 社 長 山 崎 考 平
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 汲 沢 町 1,045 番 の 10 、 1,047 番 、 1,047 番 の 2 、 （ 筆 界  
未 定 1,048 番 の 1 及 び 1,048 番 の 2 ） 、 1,055 番 の 7 、 1,055 番  
の 9 及 び 1,060 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 70 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 13 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 1 月 23 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
12.70 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 原 宿 五 丁 目 1,027 番 の 16 か ら 1,027 番 の 19 ま で
- 6 申 請 者 の 氏 名  
大 川 彰

## 横 浜 市 公 告 第 71 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 40 ・ 5 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 1 月 21 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
48.03 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 中 沢 三 丁 目 92 番 の 31 地 先 か ら 93 番 の 27 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 72 号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月5日

横 浜 市 長 林 文 子

1 組合の名称

東神奈川一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成27年1月15日から令和2年3月31日まで

3 施行地区

神奈川区東神奈川一丁目6番、7番、8番の7、13番の7の一部、13番の8、13番の9及び13番の10の一部

4 事務所の所在地

神奈川区神奈川本町22番地

5 設立認可の年月日

平成27年1月15日

6 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事業施行期間	平成27年1月15日から令和2年3月31日まで	平成27年1月15日から令和3年3月31日まで

7 事業計画変更の認可年月日

令和2年2月5日



## 横 浜 市 公 告 第 73 号

東神奈川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更  
認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東神奈川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年2月5日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課

## 2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

## 横浜市公告第74号

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月5日

横浜市長 林 文子

## 1 組合の名称

大船駅北第二地区市街地再開発組合

## 2 事業施行期間

平成27年1月23日から令和4年3月31日まで

## 3 施行地区

栄区笠間一丁目 1,049 番の3、1,050 番の1の一部、1,050 番の2の一部、1,107 番の8の一部、1,112 番の2の一部、1,112 番の4、1,113 番の1の一部、1,117 番の3、1,118 番の3、1,119 番の1、1,120 番の2、1,120 番の3の一部、1,121 番の2の一部、1,121 番の3の一部及び無地番並びに笠間二丁目 838 番の6から838 番の8まで、838 番の10、991 番の1、991 番の2、991 番の4、991 番の5、991 番の7、991 番の8、992 番の2、992 番の5、996 番の1、996 番の3から996 番の7まで、996 番の9から996 番の11まで、996 番の13から996 番の30まで、1,043 番の1から1,043 番の5まで、1,043 番の13、1,043 番の15、1,044 番の1から1,044 番の3まで、1,045 番の2、1,046 番の1から1,046 番の5まで、1,047 番の1から1,047 番の10まで、1,048 番の1から1,048 番の4まで、1,048 番の6、1,048 番の8、1,049 番の1、1,049 番の2、1,049 番の4、1,049 番の5、1,050 番の6、1,050 番の7、1,112 番の1、1,112 番の5、1,112 番の16から1,112 番の19まで、1,113 番の4、1,116 番、1,117 番の1、1,118 番の1、1,121 番の1及び無地番

## 4 事務所の所在地

鎌倉市大船1丁目7番5号

## 5 設立認可の年月日

平成27年1月23日

## 6 定款変更の認可年月日

令和2年2月5日

横 浜 市 公 告 第 75 号

道 路 附 属 物 自 動 車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 道 路 附 属 物 自 動 車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 一 丁 目 下 駐 車 場 、 横 浜 市 伊 勢 佐 木 長 者 町 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 日 本 大 通 り 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 馬 車 道 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 富 田 西 公 園 地 下 駐 車 場 及 び 横 浜 市 山 下 町 地 下 駐 車 場	東 京 都 千 代 田 区 神 田 神 保 町 2 丁 目 4 番 地	日 本 パ ー キ ン グ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 岡 本 政 彦	令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

---

## 区 告 示

---

鶴見区告示第1号（令和2年1月20日揭示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和2年1月20日

横浜市鶴見区長 森 健 二

- 1 名称  
栄町三・四丁目町内会
- 2 規約に定める目的  
会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
- 3 区域  
鶴見区栄町通3・4丁目全域  
ただし、栄町通4丁目49番地の1から49番地の5まで、49番地の11、49番地の12及び50番地の1を除く。
- 4 主たる事務所  
鶴見区栄町通3丁目24番地の1
- 5 代表者の氏名及び住所  
村 上 武 廣  
鶴見区栄町通4丁目42番地の13
- 6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
無
- 7 代理人の有無  
無
- 8 認可年月日  
令和2年1月20日

戸 塚 区 告 示 第 1 号 ( 令 和 2 年 1 月 20 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 清 算 結 了

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 認 可 を 受 け た 旭 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 清 算 結 了 し た 旨 の 届  
出 が あ っ た 。

令 和 2 年 1 月 20 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

- 1 名 称  
旭 町 自 治 会
- 2 区 域  
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 1 か ら 16 番 地 の 20 ま で 及 び 43 番 地 か ら 11  
6 番 地 ま で
- 3 主 たる 事 務 所 の 所 在 地  
戸 塚 区 戸 塚 町 55 番 地
- 4 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所  
西 村 邦 夫  
戸 塚 区 戸 塚 町 4,865 番 地 の 7
- 5 清 算 結 了 年 月 日  
令 和 2 年 1 月 16 日

---

区 公 告

---

瀬谷区公告第3号（令和2年1月20日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年1月20日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 38 - 12 浜 横浜	平成30年6月23日

緑 区 公 告 第 116 号 ( 令 和 2 年 1 月 21 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 2 年 1 月 21 日

横 浜 市 緑 区 長 小 野 崎 信 之

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 25 - 16 浜 横 浜	令 和 元 年 8 月 25 日

南 区 公 告 第 15 号

横 浜 市 中 村 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 横 浜 市 中 村 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 と し て、 次 の 者 を 指 定 し た。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 南 区 長 松 山 弘 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 中 村 地 区 セ ン タ ー	南 区 浦 舟 町 3 丁 目 46 番 地	特 定 非 営 利 活 動 法 人 施 設 協 会 大 津 幸 雄 理 事 長	令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 浦 舟 コ ミ ュ ニ テ イ ハ ウ ス	同	同	同



医 療 局 病 院 経 営 本 部

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 する 規 程 を こ こ に 公 布 する 。

令 和 2 年 2 月 5 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

医 療 局 病 院 経 営 本 部 規 程 第 1 号

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 する 規 程

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 する 規 程 ( 平 成 19 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 6 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する 。

別 表 第 3 中

「		「
139,400		140,500
143,700		144,700
148,100		148,900
153,500		153,900
160,500		160,800
169,200	を	170,500
177,800		179,800
184,400		186,100
191,800		193,100
199,600		200,600
208,100		208,900
215,700		216,100

」

に 改 める 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 し 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 適 用 する 。

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年2月5日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

医療局病院経営本部規程第2号

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置された介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「脳卒中・神経脊椎センター」という。）に附置された介護老人保健施設」に改める。

第4条第6項中「第1項又は前項」を「第1項、第2項及び前項」に改め、同項を第7項とする。

第4条第5項を第6項とする。

第4条第4項中「第1項、第2項及び次項」を「第1項から第3項まで及び次項」に改め、同項を第5項とする。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とする。

第4条第2項を第3項とする。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

2 病院事業管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、病院における診療及び検診を行わない日又は脳卒中・神経脊椎センターに附置された介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）におけるサービスの提供を行わない日を臨時に設けることができる。

第8条中「横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「脳卒中・神経脊椎センター」という。）」を「病院」に、「みなと赤十字病院の指定管理者又は脳卒中・神経脊椎センター病院長」を「病院長等」に改める。

第14条第2項中「別表5」を「別表第5」に改める。

第21条中「みなと赤十字病院」を「横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

病院	診療科
市民病院	内科、呼吸器内科、循環器内

	科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、神経精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科
みなと赤十字病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、肝臓外科、大腸外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科
脳卒中・神経脊椎センター	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、内分泌内科、脳神経内科、整形外科、皮膚科、精神科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

別表第3中

「

市民病院	個室	A	35,200円 (32,000円)
		B	26,400円 (24,000円)
		C	17,600円 (16,000円)
		D	9,900円 (9,000円)
		E	6,600円 (6,000円)
		F	12,100円 (11,000円)
	2人室	A	4,400円 (4,000円)

」

を  
「

市民病院	個室	特別室	44,000円 (40,000円)
		A	18,700円 (17,000円)
		B	14,300円 (13,000円)
		小児A	14,300円 (13,000円)
		小児B	9,900円 (9,000円)

」

に改める。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5 (第14条第2項)

種別	金額
胃がん検診 (エックス線検査によるもの)	14,280円
胃がん検診 (内視鏡検査によるもの)	15,640円
胃がんリスク検診 (ABC検診)	5,500円
子宮がん検診 (頸部)	6,840円
子宮がん検診 (頸体部)	12,560円
乳がん検診 (視診、触診及びマンモグラフィによるもの)	9,280円
乳がん検診 (視診及び触診によるもの)	3,100円
肺がん検診	7,090円
大腸がん検診	1,260円
前立腺がん検診	3,440円
喉頭・咽頭がん検診	4,850円
肝臓・胆のう・すい臓がん検診	7,820円
肝機能検査 (肝臓・胆のう・すい臓がん検診と同時に実施するもの)	3,350円
婦人科超音波検診	4,460円
口腔がん検診	1,300円
肺がん検診 (ヘリカルCTによるもの)	19,270円
肺がん検診 (ヘリカルCT及び喀痰検査によるもの)	23,010円
PET-CT	106,220円
腫瘍マーカー	4,880円
医師からのPET-CTの結果説明	800円
皮膚がんチェック	1,930円

別表第6 (第15条)

病院	種別	金額
市民病院	がんドック (基本)	47,300円
	がんドック (男性)	53,900円
	がんドック (女性)	72,600円
	脳ドック	56,100円
	心臓ドック	56,100円
脳卒中・神経脊椎センター	アディポネクチン検査	2,200円
	ペントラキシン3検査	4,400円
	スモールデンズLDLコレステロール検査	3,520円
	IL-6検査	3,960円

T N F - α 検査	4,290 円
L O X - I N D E X 検査	9,900 円

別表第8を次のように改める。

別表第8（第17条）

病院	駐車時間	金額
市民病院	30分を超えて2時間まで	310円
	2時間を超えて20分までごと	200円
脳卒中・神経脊 椎センター	30分を超えて3時間まで	310円
	3時間を超えて1時間までごと	100円

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程は、この規程の施行の日以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

---

## 教 育 委 員 会

---

横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月5日

横浜市教育委員会  
教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第1号

横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正する規則

横浜市立学校統括校長等設置規則（昭和41年11月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市立学校校長代理等設置規則

第1条中「統括校長、」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項中「委員会」を「教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同条を第4条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項中「横浜市立学校統括校長等設置規則」を「横浜市立学校校長代理等設置規則」に改める。